

町田市子ども発達センター条例の一部改正について

【議案提出の目的】

子ども発達支援計画推進体制を整備し、年齢等による切れ目のない支援を行うために、従来行ってきた乳幼児に対する療育・相談に加え、対象を18歳未満までの児童及びその家族まで拡充するための改正です。なお、併せて2018年4月1日付け組織改正（子ども発達支援課設立）を行います。

【議案の内容】

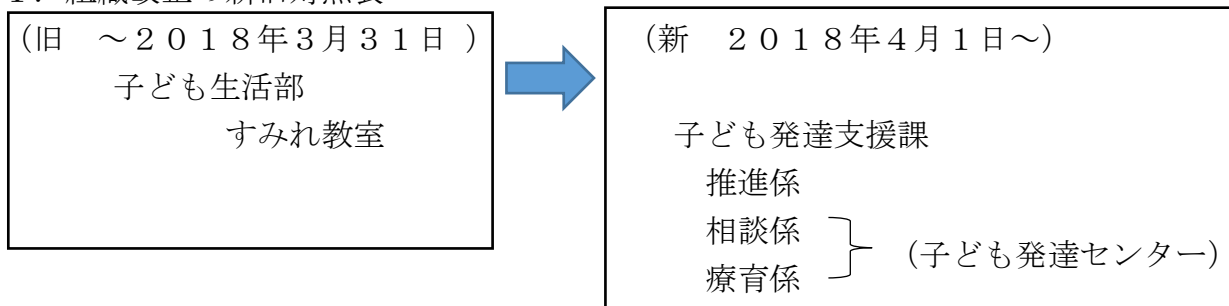
- 第1条に規定する支援の対象者を「障がい児又はその疑いがある者（以下これらを「障がい児」という。）の」とします。
- 第2条に規定するセンターの名称を「町田市すみれ教室」から「町田市子ども発達センター」に変更します。

【改正により何がかわるか】

- これまで就学前後で異なっていた子どもの発達に関する相談窓口を2018年4月1日から「子ども発達センター」に統合することで、0歳から18歳未満の子どもの発達に関して切れ目のない相談体制を整えることとしました。

【参考】

1. 組織改正の新旧対照表



2. 特命担当課長の変更

特命担当課長 子ども生活部子ども発達支援課相談・療育担当課長（設置）